

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第5回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年11月17日（金） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
大手町合同庁舎第3号館改修工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

遮音間仕切を千鳥に配置することで室内の寸法が短くなり、間仕切と取り合う部材の寸法や出来形が変わることについて、何らかの不具合が生じることにならないか懸念される場所である。

次に、安全運行管理者による車両運行の一元管理について、安全運行管理者とは専門的な資格を有する者の選定を想定しているのか確認したい。車両運行事業者が事業を営む上で必要となる運行管理者という資格があり、事業者には有資格者による安全運行指導の実施が義務付けられている。この提案は資格のない者に安全運行に関する役割を与えて管理を任せただけのようにも読み取れるが、それで有効な一元管理であると判断してよいものかどうか疑問である。

【事務局】

出来形が変わることについては、建具枠寸法の多少の変更はあるものの、そのことにより何らかの不具合が生じることはないと考えている。運行管理者に関する提案については、運行事業者が業務の安全管理のために選定する有資格者ではないものの、現場の安全対策として工事車両の運行管理に限定した担当者を専門に配置するということに加え、運行管理に関する責任が明確化されることを重視し評価したものである。

【委員】

遮音性能の向上が図られるのであれば、居室が10ミリ程度狭くなるのは許容範囲と思われるが、工事全体への影響範囲が不明なため、その点について説明されたい。

【事務局】

対象となる居室は一部であり、工事全体への影響範囲は小さいものとなる。

【委員】

効果が期待できる反面、スタッドの本数が倍になると思われ、受注者のコスト負担が懸念される場所である。また、遮音壁の厚さについて幅を持たせた標記となっているが、その理由について説明されたい。

【委員】

議事資料で提示した図は申請者がメーカーカタログから引用したものであり、本工事で想定している65型だけでなく90型や100型のスタッドも考慮した標記となっている。今回工事では壁厚で125ミリ、スタッド間隔で75ミリを押さえることで設計に沿った寸法となる。スタッドの本数については、通常455ミリ間隔となる場所303ミリ間隔となるためその分スタッドの本数は多くなる。

【委員】

石こうボードを固定する間隔が455ミリから606ミリと幅を持たせた標記となって

いる点についても説明されたい。

【事務局】

スタッドのサイズを考慮した標記となっており、今回工事では65型スタッドを303ミリ間隔で施工し、石こうボードを606ミリ間隔で固定することになる。

【委員】

455ミリ間隔で施工するところ、303ミリ間隔で施工することにより本数は増えるが、申請者もコスト増を踏まえた上で提案したものと考えられ、過大なコスト負担とまでは言えないものと理解した。

遮音性能向上のための目地材やシーリングの提案について、ボードとスラブの間のわずかな隙間を埋めるように施工するのか、それともある程度ボードを透かして隙間を確保した上で施工することになるのか説明されたい。

【事務局】

石こうボードを透かして施工することはなく、あくまでも上下スラブ間の寸法に合わせて施工することになる。具体的には目地材を先に設置した後、そこに下地側の石こうボードを押し当てるように施工し、シーリングは仕上げ側の石こうボードとスラブとの間に生じる隙間に充填することになる。

【委員】

巾木や廻り縁の仕様やシーリングとの取り合い方について説明されたい。

【事務局】

巾木については、ビニル巾木を接着剤にて石こうボードの上から張り付けることになるが、シーリングとの取り合い部での不具合はないものとする。廻り縁については、目地材やシーリングより下方に天井材を設置するため直接取り合うことはない。

【委員】

巾木とシーリングが直接取り合う部分については接着が不十分になる可能性もあり、施工時には注意が必要と考える。

【事務局】

注意して施工することとしたい。

【委員】

運行管理者の提案については、運行事業者が必要とする有資格者を外注して選定するのではなく、受注者側の誰かが車両運行の安全管理に関わるだけのことであり、それだけで一元管理としての効果が期待できるものかどうか疑問である。単に運行管理者を任命しただけで終わらせないように、受注側の責務として提案履行に必要な条件を整理し、履行確認を確実に進めたい。この点について他の委員の意見も伺いたい。

【委員】

当該敷地は経団連会館や首都高速のランプに近く、常に交通量の多いエリアであることを踏まえ、このような提案が出されたものと考えられる。単に運行管理者を選定するだけでなく、具体的な管理方法についての記載があれば有効との判断が容易であったかもしれないが、

発注者において履行状況の確認を確実にを行うことが可能であれば有効とできるのではないか。

【委員】

運行管理者を選定しただけでは不十分であり、履行状況を確実に確認できることを前提として有効と認めることでよいのではないか。

【委員】

当方の発言趣旨を理解いただいた上でのご意見と考える。履行状況の確認を確実に行うという前提で実施していただきたい。

【事務局】

履行の確認を確実に行うこととしたい。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
大阪高地簡裁庁舎電気設備改修工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

加点评価とした提案事例のうち、無停電で絶縁劣化診断を可能にする測定用端子台について、特殊な製品なのかそれとも汎用品であり施工者に関係なく対応できる製品なのか説明されたい。

【事務局】

一般的に市販されている製品であり、施工者に関係なく対応できるものである。このような提案事例は初めてであるが、機器の保全に関して非常に有効な提案である。

【委員】

通常は停電させた上で劣化診断測定器を用いて絶縁劣化診断をすることになるが、この提案は一般的に市販されている測定用端子台を設置することにより無停電で測定が可能となるという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

標準仕様として導入してもよいのではないか。

【事務局】

今後の参考としたい。

【委員】

興味深い提案が多いように思われるが、提案された製品はいずれも高価なものではないと考えてよいか。

【事務局】

測定用端子台については、1か所あたり2万円前後であり、工事規模からすると負担は軽微なものと考えている。

【委員】

他の製品の価格についても説明されたい。

【事務局】

いずれの製品も数万円から10万円程度であり、過大なコスト負担になるとは考えていない。

【委員】

わかりやすく効果が期待できる提案と思われるが、設置数量が記載されているところ、過不足のない数量なのか、あるいは効果を期待して設置箇所を追加することも想定されるのか。

【事務局】

設計内容に対応した数量となっており、過不足がないことは確認している。

【委員】

論点として取り上げた誘導員配置によるコスト負担については、申請者として実施可能な範囲で提案してきたものと理解しているが、長尺資材の運搬時における誘導員の配置については、対象となる作業の頻度が少ない場合、誘導員の配置状況について留意する必要がある。事故はたまたま人がいないときに発生するものであり、想定される危険が顕在化しないよう、履行状況の確認を確実にすることが重要と考える。

【事務局】

施工計画において、長尺資材の運搬時における誘導員の配置を確認し、更には出勤表等で実際の人数を確認することで、確実な履行の確保に努めていきたいと考えている。

【委員】

評価結果に異存はないが、誘導員の配置については実効性のあるバランスのとれた配置となるよう留意されたい。

【事務局】

了解した。

【委員】

確実な履行の確認という点に留意して監督を実施されたい。その他の評価結果についても問題ないものと判断する。

(議事終了)